

誓 約 書

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - 2 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令に定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 4 廃掃法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取消され、その取消の日から5年を経過しない者
 - 5 廃掃法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取り消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃掃法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - 6 5に規定する期間内に廃掃法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、5の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - 7 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - 8 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から7までの一に該当するもの
 - 9 法人の役員若しくは廃掃法施行令第4条の7に定める使用人のうちに1から7までの一に該当する者のあるもの
 - 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの
- 上記の1から10までのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

誓約者

印